

2011年3月12日

日本郵政株式会社  
郵便事業株式会社  
郵便局株式会社  
株式会社 ゆうちょ銀行  
株式会社 かんぽ生命保険

## 東北地方太平洋沖地震に関し日本郵政グループが取り組む事項

東北地方太平洋沖地震の被害につきまして、関係者の皆さまには心からお見舞い申し上げます。

日本郵政グループ5社（ ）の社員及び施設は、建物の崩壊、流失、機械の破損など地震の被害が大きく、また停電中でもあるため、多くのATMが停止するなど、お客さまへのサービスが十分にできない状況にあります。

私どもといたしましては、一日も早く正常に戻したいと鋭意復旧に取り組んでおりますので、ご容赦のほどお願い申し上げます。

また、被災者の皆さまに対し、被災地域の営業可能な店舗を含め、全国のグループ各社の支店、郵便局（簡易郵便局を含みます）において、次のとおりのサービスを実施いたしますので、お知らせします。

なお、災害義援金の取り扱いにつきましては、具体的な内容が決定した時点で、別途お知らせします。

日本郵政株式会社(取締役兼代表執行役社長 齋藤 次郎)、郵便局株式会社(代表取締役会長 古川 治次)、郵便事業株式会社(代表取締役社長 鍋倉 眞一)、株式会社ゆうちょ銀行(取締役兼代表執行役社長 井澤 吉幸)、株式会社かんぽ生命保険(取締役兼代表執行役会長 進藤 丈介)

### 金融関係

#### 1 取扱内容

- (1) 貯金関係(別紙1参照)  
通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等
- (2) 保険関係(別紙2参照)  
かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

#### 2 対象郵便局及び対象店

- (1) 貯金関係  
郵便局 及びゆうちょ銀行各店舗  
簡易郵便局を含みます。(貯金取扱局に限ります。)

(2) 保険関係

郵便局 及びかんぽ生命保険各支店  
簡易郵便局を除きます。

3 取扱期間

(1) 貯金関係

ア 平成 23 年 3 月 13 日 (日) (営業時間：10:00～15:00)(臨時営業)

県名	郵便局・ゆうちょ銀行店名
青森県	黒石郵便局、平賀郵便局、五戸郵便局 ゆうちょ銀行青森店、八戸店
岩手県	北上郵便局、千厩郵便局、摺沢郵便局 ゆうちょ銀行盛岡店
宮城県	仙台中央三郵便局 ゆうちょ銀行仙台支店
秋田県	ゆうちょ銀行秋田店
山形県	河北郵便局 ゆうちょ銀行山形店
福島県	鹿島郵便局 ゆうちょ銀行福島店

上記店舗のほか、3月13日(日)に稼働するATMは、ゆうちょ銀行Webサイトへ掲載する予定です。

イ 平成 23 年 3 月 14 日 (月) から  
全国の郵便局 及びゆうちょ銀行各店舗  
簡易郵便局を含みます。(貯金取扱局に限ります。)

(2) 保険関係

ア 保険料の払込猶予期間の延伸  
通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

イ 保険金の非常即時払等の非常取扱い  
平成 23 年 3 月 14 日 (月) から

郵便事業関係

被災地域あて郵便物の配達

郵便事業の支店等も被災したため、配達業務が困難な状況がありますが、郵便が重要な通信手段であることから、避難所等が設けられたところには配達先を調査の上、配達に最大限の努力をいたします。

また、上記のほか、日本郵政においては、被災地域において次のとおり取り組みましたので、あわせてお知らせします。

(1) 避難場所の提供

被災地域に所在するかんぽの宿は、3月11日(金)に、次のとおり被災者の津波からの緊急避難場所となりました(コンクリート造の4階以上の建物であり、救命に貢献)。

宿泊施設名	避難状況等
かんぽの宿 松島	3月11日(金)、地域住民132名が避難されました。津波が3階まで押し寄せましたが4階に避難していたため、3月12日(土)に自衛隊のヘリコプターにより救出されているところです。
かんぽの宿 大洗	3月11日(金)、地域住民100名が避難されました。現在は避難所に避難されています。

また、その他の宿泊施設においても、今後、可能であれば炊き出しの実施、入浴施設の開放の実施を検討します。

## (2) 仙台逓信病院における無料相談等の実施

1階ロビーに、「無料健康相談コーナー」を開設し、自動血圧測定器を設置の上、看護師3名程度で無料健康相談を実施しています。

ロビーを避難場所として開放し、3月11日(金)以降40～50名が避難されています。また避難者に簡易ベット15台、毛布等を提供し、携帯電話の充電用電源開放を実施しています。

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
郵便事業株式会社 総務部 広報室 電話：03-3504-9798(直通) FAX：03-3504-9717	郵便事業株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から 0570-046-666(有料) 〔受付時間 平日 8:00～22:00 土・日・休日 9:00～22:00〕
郵便局株式会社 総務部 広報室(報道担当) 電話：03-3504-4127(直通) FAX：03-3595-0839	郵便局株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86 携帯電話から 0570-046-666(有料) 〔受付時間：平日 8:00～22:00 土・日・休日 9:00～22:00〕
株式会社ゆうちょ銀行 コーポレートスタッフ部門 広報部(報道担当) 電話：03-3504-4440(直通) FAX：03-3580-6799	ゆうちょコールセンター 0120-108420 〔受付時間：平日 8:30～21:00 土・日・休日 9:00～17:00〕
株式会社かんぽ生命保険 広報部 電話：03-3504-4418(直通) FAX：03-3506-0944	かんぽコールセンター 0120-552950 〔受付時間：平日 9:00～21:00 土・日・休日 9:00～17:00〕
日本郵政株式会社 広報部(報道担当) 電話：03-3504-4162(直通) FAX：03-3504-0265	日本郵政株式会社 総務・人事部 危機管理室 電話：03-3504-4794(直通) 〔受付時間：平日 9:00～18:00〕

## 通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

	取 扱 い の 内 容	取 扱 期 間
1	通帳・証書等や印章をなくされた被災者の方に対する次の取扱い <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し</li> <li>・ 民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金の払戻し</li> <li>・ 民営化前に預入された定額郵便貯金及び定期郵便貯金を担保とした貸付け</li> <li>・ 払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し おひとりさま 20 万円まで</li> </ul>	前記 の 3 ( 1 ) のとおり
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定額貯金の据置期間 ( 6 か月 ) 内の払戻し</li> <li>・ 定期貯金の預入期間内の払戻し</li> <li>・ 民営化前に預入された定期郵便貯金の預入期間内の払戻し</li> </ul>	
3	被災により汚れた紙幣の引換え	
4	国債を紛失した場合のご相談対応 ( 簡易郵便局を除きます。 )	

通帳・証書等をなくされた場合には、保証書及び連帯保証人が必要となります。

## かんぼ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する 保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

- 1 保険料の払込猶予期間の延伸  
保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。
- 2 保険金の非常即時払等  
必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

	取 扱 種 別	取 扱 期 間
1	保険金及び未経過保険料の非常即時払	平成 23 年 3 月 14 日(月)から
2	基本契約の解約（解除）の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金（還付金）の非常即時払	
3	特約の解約（解除）の非常取扱い及び特約の解約返戻金（還付金）の非常即時払	
4	普通貸付金の非常即時払	
5	保険料の前納払込みの取消しによる保険料の払戻し（還付）の非常取扱い	
6	契約者配当金の非常即時払	

保険証券（書）をなくされた場合には、保証書等が必要となる場合があります。

### かんぼ生命保険契約における「災害免責」条項の取扱いについて

かんぼ生命保険の普通保険約款において、大規模な地震、津波などの場合に保険金のお支払い額を削減することや保険金のお支払いをしないことがあることを定めた条項がありますが、今回の平成 23 年東北地方太平洋沖地震については適用いたしません。